単位老人クラブ補助金について

１.補助対象事業

・教養向上活動・・・研修会、講演会など
・健康増進活動・・・健康講座、スポーツ活動など
・社会奉仕活動・・・ボランティア活動、地域の美化活動、友愛訪問活動など
※３回以上の友愛訪問活動（一人暮らし会員宅への訪問など）を実施した場合は、社会貢献活動費（6,300 円）が加算されます。
・新　規　活　動・・・友愛訪問活動や健康増進活動を新たに実施、または２年以上の中止後に再び実施するもの
・若手高齢者組織化活動・・・新規会員の獲得活動、若手高齢者への啓発活動など
・円滑運営事業・・・単位老人クラブの運営、新設または統合に関すること
※会員の慶弔、交際および専ら飲食を目的とする事業は補助対象外です。

２.補助金の申請額

・クラブ会員数に応じた年間基準額に社会貢献活動費を加算した額が申請額となります（下表参照）。
・新規活動に該当する場合は 15,000 円、円滑運営事業のうち単位クラブを新設した場合は 10,000 円、統合した場合は 20,000 円が下表の申請額に加算されます。

〇活動費補助金

クラブ会員数 （4/1 現在）	基準額	年間基準額 ※基準額×12	社会貢献 活動費 （友愛訪問）	申請額
15 人未満	3,400 円／月	40,800 円	6,300 円	47,100 円
15 人以上 35 人未満	3,700 円／月	44,400 円		50,700 円
35 人以上 50 人未満	3,750 円／月	45,000 円		51,300 円
50 人以上 65 人未満	4,500 円／月	54,000 円		60,300 円
65 人以上	4,550 円／月	54,600 円		60,900 円

※３回以上の友愛訪問活動を実施しない単位老人クラブは、6,300 円を加算できません。

（裏面もあります）

３.申請時の注意点

（１）申請書類一式について

・記入例に従って作成してください。

（２）事業計画書

・活動費補助金の基準額は、年額ではなく月額となっているため、毎月何らかの活動が行われることが分かるよう作成してください。

（３）収支予算書

・収入の「会費」には会費を徴収していることが分かるよう作成してください。会費を徴収していない単位老人クラブは補助金の対象外ですので、ご注意ください。

・支出の「小計（ア＋イ）」は表面の「２.補助金の申請額」で算出した金額を超えるように、また「⑥友愛訪問活動費」は 6,300 円を超えるよう作成してください。

（４）その他

・鉛筆や消えるボールペンなどは使用せず、黒のボールペンや万年筆などで記入してください。なお、パソコンやワープロで打ち込んだものでも結構です。

・修正液および修正テープは使用しないでください。修正が必要な場合には、修正部分に二重線を引き、その上に訂正印を押してください。

以上